

寒地土木研究所 オープンカウンター方式実施要領

平成 26 年 10 月 1 日
(平成 30 年 11 月 30 日改正)
(令和 2 年 1 月 15 日改正)
(令和 2 年 4 月 1 日改正)
(令和 3 年 2 月 1 日改正)
(令和 7 年 7 月 1 日改正)
(令和 8 年 10 月 1 日改正)
寒地土木研究所 経理課

(総則)

第 1 条 寒地土木研究所における物品の購入及び役務の提供等に関するオープンカウンター方式の実施については、別に定めるもののほか、この実施要領によるものとします。

(参加資格)

第 2 条 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。

2 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。

3 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準じる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(案件の公開)

第 3 条 オープンカウンター方式による見積合わせを行うときは、オープンカウンター方式発注情報（別紙 1）を入札公示室において公示するほか、ホームページ上で公開します。

2 見積に関する諸条件は、仕様書等（公示用設計書、仕様書、図面及び契約書案を含む。以下同じ。）により入札公示室において公示します。

(同等品の確認)

第 4 条 物品の購入においては、規格指定のものを除き、仕様書等で指定した規格等と同等以上とします。指定した規格等と異なる規格で見積を行う場合には、公開日の翌日 12 時 00 分までに同等品確認書（別紙 2）を経理課契約に提出し、承認を受けてください。承認を受けていない規格外の物品にかかる見積及び納入は認めません。

(仕様書等への質問)

第 5 条 仕様書等に対して質問がある場合は、公開日の翌日 12 時 00 分までに質問書（別紙 3）を経理課契約に提出してください。

(見積の方法)

第 6 条 見積書の提出は本実施要領及び仕様書等を熟読し、また、暴力団排除に関する誓約事項（別添 1）及び個人情報の取扱いに関する誓約事項（別添 2）を承諾のうえ、見積書提出期間内に、指定する投函箱に投函してください。

なお、見積書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、見積書の余白に「本

件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載してください。

- 2 郵送等による見積書の提出は、認めません。
- 3 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めません。
- 4 見積参加者は、調達物品等の価格のほか、納入場所への輸送費等調達に関する一切の諸経費を加算して見積るものとします。
- 5 契約の相手方の決定に当たっては、見積総額をもって決定価格とするので、見積金額は、課税事業者にあつては消費税及び地方消費税を含めた金額を見積書に記載してください。

(公正な見積の確保)

第7条 見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為は行つてはなりません。

- 2 見積者は、見積に当たっては、他の見積者と見積価格又は見積意思についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければなりません。
- 3 見積者は、契約の相手方の決定前に、他の見積者に対して見積価格を意図的に開示してはなりません。

(開封)

第8条 見積合わせ(開封)は、公開期間終了後に非公開で行います。

(契約の相手方の決定)

第9条 有効な見積を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって見積した者を契約の相手方とします。決定後の異議申立は認めません。

- 2 見積合わせの結果は、契約の相手方となるべき者にのみ、即日電話でお知らせします。
- 3 契約の相手方となるべき者が2人以上あるときは、くじ引きで契約の相手方を決定します。
- 4 くじ引きの日程は、電話等で速やかに通知しますが、参加できない場合は、契約事務に関係のない職員が代わってくじを引きます。

(内訳書の提出)

第10条 契約の相手方となった者は、契約後に、物品購入の場合(役務契約においては見積依頼公開時に明示されている場合)は内訳書を経理課契約へ提出してください。積算誤りによる合計金額の事後訂正は認めません。

(見積合わせの不調)

第11条 提出された見積書のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の見積が無いときは、見積合わせに参加した者に対して、再度の見積書の提出を求めることがあります。

- 2 見積書の提出期限までに見積者がいない場合は、見積合わせは不調となります。

(無効の見積)

第12条 次の各号の一に該当する見積は、無効とします。

- (1) 参加する資格の無い者が行った見積
- (2) 見積書の提出期限後に提出された見積書
- (3) 件名、金額、氏名等見積書に記載等を必要とする事項について、記載のない見積書(押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない

見積書)又は、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書

(4) 同一人が見積もった2通以上の見積書

(5) 金額を訂正した見積書

(6) 同等品の事前承認が必要な場合で、事前承認を得ず提出した見積書

(7) 仕様書等やその他見積に関する条件に違反した見積書

(見積結果の閲覧について)

第13条 見積合わせの結果は、契約の相手方となるべき者の見積金額について、入札公示室において掲示します。

(契約不適合責任)

第14条 受注者は、納入品又は業務目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、仕様書等で定める場合を除き、原則として引渡しの日から1年間、納入品又は業務目的物の修補又は他の良品の引渡しによる履行の追完をし、さらに、損害が生じた場合はその損害を賠償しなければなりません。

(違約金)

第15条 受注者は、仕様書等に定める条件に違反し発注者から契約を解除された場合、正当な理由がなく契約を履行しない場合又は履行する見込みがなく発注者から契約を解除された場合、正当な理由がなく契約の解除を申し入れ発注者から契約を解除された場合は、契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければなりません。

(その他)

第16条 見積書作成及び提出にかかる費用は、すべて見積参加者が負担するものとします。

2 契約の相手方を決定するために、見積参加者に対して追加資料の提出を求める場合があります。

3 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

4 都合により、見積合わせを取り止めることがあります。

5 契約保証金については、これを免除とします。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、見積書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

別添2

個人情報の取扱いに関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、契約職から契約を履行するために提供された個人情報について、下記事項を遵守します。

この誓約に反したことによりこの契約を解除され、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、見積書の提出をもって誓約します。

記

- 1 個人情報について、漏えい、紛失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。
- 2 個人情報を第三者に漏らし、又はこの契約以外の目的に利用しません。
- 3 個人情報をこの契約以外の目的で複製しません。また、契約期間終了時には、複製した当該個人情報の消去を行い、個人情報が記録された媒体のすべてを返却します。
- 4 個人情報が外部に漏えいするおそれがある場合は速やかに報告します。
- 5 個人情報について、承認がある場合を除き、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託しません。
- 6 個人情報について、当社又は再委託先の責めに帰すべき事由により漏えい、紛失、き損その他の事案が発生した場合、当社はこれにより生じた一切の損害について賠償の責めを負います。

(別紙 1)

オープンカウンター方式発注情報

公開期間 令和2年1月16日 9:00 から

令和2年1月21日 12:00 まで

開封日時 令和2年1月21日 13:00

[illegible]

同等品確認書

件名	
仕様書等の品目 ・規格・数量等	※1
同等品として 確認申請する 物品の品目・ 規格・数量等	※2

令和 年 月 日

商号又は名称
担当者氏名
電話番号
FAX番号
メールアドレス

注：仕様書等で指定した規格等と異なる物品で参加される場合は、見積書の提出前に※1、※2欄を記載し、商号又は名称、担当者氏名、電話番号等を記入の上、経理課契約に提出し確認を受けてください。（※2のカタログを添付して下さい。）

（以下は、当所で回答しますので、記入しないでください。）

令和 年 月 日

申請のあった物品は、指定した物品と同等品以上であること
同等品以上ではないことを確認しました。

同等品以上と認められない場合、その理由	
---------------------	--

【経理課契約FAX:011-841-1192】

【経理課契約共用メールアドレス: keiyaku@ceri.go.jp】

(別紙3)

令和 年 月 日

質 問 書

件 名 _____

<連絡先等>

商 号 又 は 名 称

担 当 者 氏 名

電 話 番 号

F A X 番 号

メ ー ル ア ド レ ス

質 問 事 項

--

回 答

--